

いじめ防止等のための基本方針

静岡県立袋井商業高等学校

平成 26 年 3 月施行
令和 5 年 4 月改定

〒437-0061 静岡県袋井市久能2 3 5 0
《電 話》 0 5 3 8 - 4 2 - 2 2 8 5
《F A X》 0 5 3 8 - 4 2 - 6 7 2 8
《ホームページ》 <http://www.edu.pref.shizuoka.jp/fukuroi-ch/home.nsf>



目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
第1章 基本的な事項	・・・・・・・・	2
1 本校の教育方針		
2 いじめの防止基本方針の策定		
3 いじめの定義		
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・	3
5 いじめの防止基本方針の広報啓発		
6 学校評価による取組の改善		
第2章 組織の設置	・・・・・・・・	4
1 組織の名称		
2 組織の構成		
第3章 いじめ防止	・・・・・・・・	4
1 基本的な考え方		
2 道徳教育等の推進		
3 保護者や地域への啓発		
4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上		
5 学校評価により取組の改善		
6 年間指導計画		
第4章 いじめの早期発見・早期対応	・・・・・・・・	5
1 基本的な考え方		
2 いじめの情報共有		
3 早期発見・早期対応のための具体的対応		
第5章 いじめに対する措置	・・・・・・・・	6
1 基本的な考え方		
2 発見・通報を受けた時の具体的対応		
第6章 重大事態への対応	・・・・・・・・	8
1 基本的な考え方		
2 重大事態の定義		
3 重大事態への対応		

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

それゆえに、いじめは、どんな理由があろうとも絶対あってはならないことであると考えますが、残念ながらいじめによる重大な事案が後を絶たないのが今の世間の現状です。

いじめから子どもを守るために、

- ・いじめは絶対許さない
- ・いじめは恥ずべき行為である
- ・いじめはどの子どもにも、どこでも起きる

という認識を持ち、不断の努力でいじめが起きにくい学校づくりを目指していく必要があります。

いじめをなくすため、国では、平成 25 年 9 月 28 日に、「いじめ防止対策推進法」が制定され、これに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。これらを受け、本県では平成 26 年 3 月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、平成 28 年 12 月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて社会総がかりで取り組んできました。

本校も、これらの趣旨に則り、いじめの基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、家庭や地域、関係機関と連携・協力するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための方策を総合的かつ効果的に推進していきます。

袋井商業高等学校いじめ防止対策委員会

袋井商業高等学校いじめ防止等に係る基本方針

第1章 基本的な事項

1 本校の教育方針

校訓「責任・秩序・礼儀」の下に、地域社会・地域経済の有為な形成者・継承者となるよう、心身ともに健全でたくましく、「知・徳・体」のバランスが取れた人材を育成する。

2 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき袋井商業高等学校（以下本校と称す）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、教職員がいじめを個人で抱え込まず組織として、それらを実施するための体制について定める。

3 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの表れとして、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要とされる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめには、さまざまな表れがあることに気をつけ、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する。

また、特定の教職員のみでなく本校のいじめの防止等のための組織を適切に機能させ、情報を共有し、複数の目で確認する。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として関係者との認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

エ いじめの通報を受けたり、いじめを受けたりしていると思われるときは、教職員は、組織的対応を行う。

5 いじめの防止基本方針の広報啓発

本基本方針策定後は、本校ホームページで公表し、年度当初に生徒・保護者等に説明する。

6 学校評価による取組の改善

本基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第2章 組織の設置

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うための組織を校内に設置し、次の各項について生徒課、保健課等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ① いじめに係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ② いじめに係る校内研修計画の策定
- ③ いじめに係る関係機関連携
- ④ いじめ防止及び早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑤ いじめに係る相談窓口の設置・広報
- ⑥ いじめの疑いに関する情報の収集・共有及び組織対応の中核的役割
- ⑦ 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

1 組織の名称

いじめ防止対策委員会

2 組織の構成

(1) 平常時

ア <実務部会>

◎教頭 ○生徒課長 関係学年主任 教育相談担当

イ <本部会>

◎教頭 ○生徒課長 生徒課職員 学年主任 養護教諭 教育相談担当

(2) 重大事態発生時

状況に応じて、校長、副校長、関係教職員（関係生徒担任、部活動顧問）、スクールカウンセラー、外部関係機関を委員会に加える。

第3章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員で取り組む。そのためには、生徒が良好な友人関係を構築することが重要であり、すべての生徒が規律正しい態度で授業に参加し、主体的に学校行事に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを進める。

2 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う

人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校生活やより良い人間関係づくりについて、生徒自らが考える機会を設けるなど教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。

3 保護者や地域への啓発

保護者は地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は学校に相談するようホームページ等による啓発に取り組みます。

4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上

特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行うとともに、教職員の資質能力向上を図ります。

5 学校評価による取組の改善

いじめの防止等のための取組にかかる達成目標に対して、学校評価において目標の達成状況を評価します。

6 年間指導計画

	内 容	目 的
1 学 期	緊急メールの登録（1年）	緊急連絡体制の確認。
	学校いじめ防止基本方針の周知	本校のいじめへの取組について周知し、理解を深める。
	HR面接週間（4月）	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を築く。
	人間関係づくりプログラム	生徒相互の理解を深め、人間関係づくりを促進する。
	携帯安全教室	スマホやSNSのトラブルを防止する。
	3分間カウンセリング	生徒の生活状況を把握し、教育相談体制を周知する。
	心理検査・フィードバック研修	よりよい生徒理解を図り、教職員の資質の向上を図る。
	いじめアンケート（6月）	いじめの早期発見・早期対応（学期ごとに実施）。
三者面談（7月）	生徒の状況を家庭と共有する。	
2 学 期	HR面接週間（9月）	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を築く。
	人間関係づくりプログラム	生徒相互の理解を深め、人間関係づくりを促進する。
	いじめアンケート（11月）	いじめの早期発見・早期対応。（学期ごと実施）
	学校評価アンケート	生徒や職員の状況の把握。学級・学校経営につなげる。
防犯教室	身近に潜む危険を知るとともに、犯罪や誘惑に対する規範意識を醸成する。	
3 学 期	いじめアンケート（2月）	いじめの早期発見・早期対応。（学期ごとに実施）
	学校いじめ防止基本方針の見直し	1年間を振り返り、必要に応じて改訂を行う。
	きずなネットの更新（2、3年）	緊急連絡手段の確認。

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 基本的な考え方

教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、生徒からの相談や情報提供を真摯に

受け止めるとともに、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
また、気になる情報について教職員間で共有し、組織的で遅延のない対応を心掛ける。

2 いじめの情報共有

教職員がいじめと疑われる行為を発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を怠ることがないように、情報共有の手順や情報共有すべき情報を明確にする。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知しいじめを見逃さず、早期発見・早期対応に努める。

3 早期発見・早期対応のための具体的対応

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、心理検査、個別面談等）
- (2) 生徒の行動を注視する。（健康調査、ネットパトロール等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（文書・メール・電話等での連絡・家庭訪問、保護者会等）
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめと疑われる問題が生じたときには、学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で加害生徒に対応する。

2 発見・通報を受けた時の具体的対応

(1) **いじめの相談・通報**

いじめと疑われる行為の通報を受けたり、発見したりした場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、教職員は担任・学年に報告する。

(2) **いじめ防止対策委員会<実務部会>の開催**

いじめ防止対策委員会<実務部会>をただちに開催し、いじめの事実を確認するための方法（聞き取り、アンケート等）の検討・決定を行う。

(3) **聞き取り**

聞き取りは次の手順で行う。

- ① 被害者からの聞き取りを行う。
- ② 周囲の児童生徒たちからの聞き取りを行う。
- ③ 加害者からの聞き取りを行う。

※上記の聞き取りに際しては、次のことに注意する。

- ・複数の教職員で、丁寧に聞き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聞く。

(4) いじめ防止対策委員会<本部会>の開催

いじめにあたる可能性が高く、いじめ案件として対応するのが適切であると判断される場合は、いじめ防止対策委員会<本部会>を招集し、(3)①②③で聞き取った内容の確認を行い、当該行為がいじめか否かの判断を行う。

(5) 軽微と判断される時

軽微ないじめ(※)では状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が必要である。(※軽い言葉で相手を傷つけたが、加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築こうとした場合など)

(6) 重大事態と判断される場合

当該行為により、心身に重大な被害が生じるおそれがあるときは、重大事態と判断する。重大事態に対応した組織を校内に編成するとともに、状況に応じて、カウンセラー、医療、警察、児童相談所などを加えた専門チームを編成する。

重大事態の定義、対応等については、第6章に掲載する。

(7) いじめに関わる措置

当該行為がいじめと認められた場合は、次の対応を適切に行う。

ア 事実の記録・整理

関係生徒、保護者等からの聴取内容を踏まえ、事実を時系列で整理・記録する。

イ 県教委との連携・報告

状況に応じて、委員長は県教育委員会高校教育課に報告し、必要があれば連携して対応を図る。

ウ 対応方針の決定

事象を踏まえて、対応方針及び措置をいじめ防止対策委員会で決定する。

エ 外部専門機関との連携

事象の程度や必要に応じて、警察や児童相談書等の外部機関と連携(相談、通報等)を行う。特に、犯罪行為して取り扱われるべきものと認められる場合は、ためらうことなく所管警察署と相談して対処する。

オ 被害生徒への対応

被害生徒への聞き取り、情報の整理ののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。

被害生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校教育を受けられる体制・環境を確保する。また、必要に応じてカウンセラー等の協力を得て、いじめ後遺症へのケアを行う。

カ 加害生徒の指導

加害生徒への聴取、情報の整理ののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。

教育上必要と認めるときは、いじめ防止対策委員会の判断のもと、生徒課指導とし、生徒指導内規により措置を行う。

加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、その保護者には適切に助言を行い、当該生徒の人格の成長、社会性の向上を主眼に置き、連携して指導を行う。

なお、対応や判断に迷う場合には、県教育委員会高校教育課に相談する。

キ いじめの解消

次の2点を満たす場合、いじめが「解消している」状態とする。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月の間、見られないことを目安とする。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を強く感じていないこと。

ク 再発防止

被害生徒への対応・加害生徒の指導後、その状況を継続して見守る。

再発防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を生徒間、教職員間で築く。

(例) 道徳教育、自主的活動の場の設定、保護者は地域への啓発、配慮を要する生徒への支援、教職員の資質向上、学校評価による取組の改善等。

第6章 重大事態への対応

1 基本的な考え方

重大事態と判断される場合は、県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会における検討を踏まえ、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

また、重篤な内容であることに留意しつつ、「いじめの重大事態対応マニュアル」(令和3年3月、静岡県教育委員会)を踏まえ、適切に対処する。

2 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害があった場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさ

れている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

3 重大事態への対応

(1) 速やかに県教育委員会高校教育課に報告し、その判断により本校が主体となる場合は、いじめ防止対策委員会における検討の上、必要な体制を整える。

(2) 客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。調査は網羅的、明確に行う（アンケートや聞き取り調査など）。

(3) 調査にもとづく事実関係を関係生徒、保護者に適切に情報提供する。

(4) 報道対応は、個人情報保護に配慮し、県教育委員会の協力のもと、正確で一貫した情報提供を行う。

(参考資料)

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月、文部科学省）
- ・「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月、静岡県教育委員会）